

再公示

(2024年11月5日付け24a00640として公示した案件を再公示するもの)

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年1月15日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：モンゴル国重要インフラにおける情報危機管理・対応能力強化計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：モンゴル国重要インフラにおける情報危機管理・対応
能力強化計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：24a00807

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年1月15日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：モンゴル国重要インフラにおける情報危機管理・対応能力強化計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。
(全費目課税)

(4) 契約履行期間（予定）：2025年3月～2026年2月

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払いの設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 想定なし

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課／第二課

電子メール宛先 : outm1@jica. go. jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2025 年 1 月 21 日 中
2	企画競争説明書に対する質問	2025 年 1 月 22 日 12 時
3	質問への回答	2025 年 1 月 27 日
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025 年 1 月 31 日 12 時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2025 年 2 月 18 日 14 時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日以内
9	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024 年 4 月（2024 年 10 月追記版））」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/ZenWWDNNsE>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は、パスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）× 100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）× 100 点

*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90：10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設

計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）
 - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章 1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	サイバーセキュリティ関連の機器、保守、サービスの無償資金協力での供与に際して、考慮すべき事項	第3条(5) JICA 関係部署との協議・検討
2	サイバーセキュリティ分野の機材・サービスの詳細化に向けた事業経験及び検討方針	第3条(12) 関係機関の連携

【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業(以下「本事業」という。)を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注

者と協議し、承認を得ること。

- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。

(2) 参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

(ア) 設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）

同「機材編」（2023年4月）

(イ) 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA環境社会ガイドライン」という。）

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1

月） https://www.jica.go.jp/about/organization/environment/guideline/archive_201004.html

(ウ) 気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）

JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き

(エ) その他

JICA不正腐敗防止ガイダンス

無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2022年10月）

コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2022年10月）

ソフトコンポーネント・ガイドライン

資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)

JICAグローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

(3) 計画策定のプロセス

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。なお、第一回及び第二回現地調査に際しては、JICA から調査団が各一週間程度参加する。
- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査を段階的に実施する。各現地調査の内容は以下のとおり。
 - (ア) 第1回現地調査
 - 設計・積算に必要な情報収集、概略設計の実施、実施体制、環境社会配慮調査
 - (イ) 第2回現地調査
 - 最終報告書案を先方関係者へ説明・協議し、基本的了解を得る
- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。
 - (ア) 第一回現地調査派遣前
 - 第一回現地調査にあたっての対処方針を確認・協議する。
既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。また、主にサービス・保守関連の調達方針について、JICA 資金協力業務部と今後の確認事項を整理する。
 - (イ) 第一回現地調査派遣後
 - 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ報告する。これを基に、概略設計含む基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。また、主にサービス・保守関連の計画・設計方針について、JICA 資金協力業務部と確認する。
 - (ウ) 第二回現地調査派遣前
 - 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。
 - (エ) 第二回現地調査派遣後
 - 先方実施機関と合意済の「準備調査報告書（案）」に基づき、事業の内容を報告する。
- (4) 発注者への事前説明
 - 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
 - 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受ける

こと。

- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

(5) JICA 関係部署との協議・検討³

本事業では整備する機材の半分以上がハードウェア・ソフトウェアに係るライセンス・保守費用及び、脅威情報提供サービス・コロケーションサービス・システム開発サービス等を含む各種 ICT/CS 関連サービスとなる想定である。無償資金協力事業において本事業と類似の事業は過去事例がないことから、整備する機材の入札や支払方法等、無償資金協力事業の規定に沿った計画を検討する必要がある。検討を進めるに辺り、ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室及び資金協力業務部と密に連携・協議をしながら計画を立てること。

特に設計・積算段階においては、入札を踏まえた設計及び積算を行う必要があることから、第 1 回現地調査開始前後には必ず上記関係部署を含め方針について協議を行うこと。

(6) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 2024 年 4 月から実施している基礎調査「モンゴル国サイバーセキュリティ人材育成・研究開発環境整備計画にかかる情報収集・確認調査」での収集情報を十分に活用の上、調査の重複等は避けること。また、外務省による無償資金協力事業（経済社会開発計画）「サイバーセキュリティシステム構築のための機材供与」の情報収集も行い、類似した事業に関する既存資料を十分に活用する。
- 上記基礎調査では、整備する機材リスト案が作成されており、このリスト案をベースに本調査にてリスト内容を精査することとする。
- 上記も含めて類似事業の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、調査の効率化に努める。
- 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

³ 第 3 条(6)に記載する案件の既存資料及び情報を活用し、本業務の基本方針ないしは調査全体の基本方針等をプロポーザルにて提案ください。本事業は整備予定する機材のうち半分以上がライセンス・保守・サービス費用となるため、無償資金協力事業の規定や制度と整合性を合わせながら、整備計画や支払方法、契約形態等を検討する必要があること考慮ください。また、第 3 条(6)に記載する案件以外にも参考となる事例があれば、活用すること可。

(7) 本業務における地理的な対象範囲

別紙1のとおり。

(8) 環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- 本件実施による住民移転及び土地収用はないことが確認されている。このため、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月)上、環境及び社会への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、現時点ではカテゴリCに分類される。本調査では、第1回現地調査の結果を踏まえ、改めてカテゴリ分類を確認する。

(9) クラスタ—事業戦略での本件の位置づけ

本業務はクラスタ—事業では以下の点に留意する。

- 本事業は、発注者の進める [JICA グローバルアジェンダ \(課題別事業戦略\)](#) | [ニュース・広報 - JICA](#) におけるクラスタ—戦略「サイバーセキュリティ」に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下のとおり。
 - ① モンゴル国サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト
 - ② モンゴル国サイバーセキュリティ人材育成・研究開発環境整備計画にかかる情報収集・確認調査

(10) 発注者の既存事業との連携可能性の検討

本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業(技術協力事業)との具体的な連携の可能性(研修やセミナーを通じた実施機関の人材育成実施等)を追求すること。

- 想定する既往案件を以下に挙げる。

「モンゴル国サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト」は2023年から2026年までの技術協力プロジェクトであり、実施機関の一つがパブリックシーサート(以下、Public CSIRT/CC)の監督機関であるデジタル開発・イノベーション・通信省(以下、MDDIC)である。同プロジェクトではMDDICやPublic CSIRT/CCとのコミュニケーションが取られていることから、チーフアドバイザー

ザー等同プロジェクト関係者とも連携を取り、情報共有を行いながら本調査を進めることとする。

(11) 関係機関の連携

☒ 本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

- 基礎調査では Public CSIRT/CC の機能・役割が適切に発揮されるべく、必要な機材・サービスを検討し、機材設計の大枠及び機材リスト案を作成している。この機材設計及びリスト案をベースに調達機材の内容を精査することが求められることから、日本において実施機関と同様の役割を担い、上記基礎調査の受注者でもある、一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター（以下、JPCERT/CC）と連携し、専門的知見や情報、計画設計時の課題や問題点及び解決方法等について確認し、調査の効率化に努める。なお、本事業への協力に関する JPCERT/CC との契約は JICA が直接行う。

JPCERT/CC の業務内容は以下を予定している。なお、受注者は JPCERT/CC の助言を踏まえ、機材の供与内容を精査していくことから、設計瑕疵責任は受注者が負うこととする。

【想定業務（案）】

（受注者契約時）

① Public CSIRT/CC の組織体制・必要業務に関する受注者へのインプット

本調査においては、現状の Public CSIRT/CC の組織体制・実施体制について、改めて確認する想定。受注者の渡航前に、基礎調査にて調査された Public CSIRT/CC に関する情報を受注者にインプットする。

（第一回現地渡航前）

② JPCERT/CC 作成の概要図と方向性に乖離がないかの確認

調達機材の方針は JPCERT/CC が基礎調査において作成した概要図をベースに、受注者にて、無償資金協力の制度に適合する形に想定調達機材として整理を行う。その内容について、JPCERT/CC の想定と異なっていないか最終確認する。変更があった場合の妥当性については、JICA 及び受注者に助言する。

（第一回現地渡航）

③ 受注者とのモンゴル渡航（渡航時期による可否調整必要）

本調査では第一回目渡航にて、機材リストのヒアリング等を実施することから、可能な範囲で受注者に同行し、機材の調査に際し助言する。

また、調査に同行する場合、受注者は Public CSIRT/CC や MDDIC（例：サイバーセキュリティ委員会作業部会、サイバーセキュリティ政策調整局）と本調査において初の顔合わせとなるため、技術的な観点からの協議事項補助及び関係構築の観点から実施機関との協議の場に同席する。

（第一回現地渡航後）

④ 受注者により作成された機材リストの確認

機材設計の大枠は JPCERT/CC が基礎調査において作成された機材リスト案をもとに、受注者は無償資金協力の対象候補機材を決定する予定。受注者が整理・精査する機材リストを国家 CSIRT としての機能を発揮する上で不足等ないか確認する。

⑤ 受注者により作成された事業の評価指数に対する助言

本調査を通して複数の指数の提示及び、アウトプットレベルではなく、アウトカムレベルでの指標を設定する必要があることから、受注者は第4条（22）に記載する指標以外にも指標案を検討し提案を行う。作成された評価指数に対し、国家 CSIRT の観点から受注者へ助言する。

（12）サイバーセキュリティコンサルタントとの連携

- 本事業では無償資金協力事業の制度・規定に沿った機材整備を計画する必要性と同時に、過去事例のないソフトウェアやライセンス・サービス含むサイバーセキュリティ機材の整備を検討することから、同分野の知見を必要とする。同状況を踏まえ、機材の特性・仕様を踏まえた調査が必要な項目（支払方法、下見積取得等）は、サイバーセキュリティ製品に精通するサイバーセキュリティコンサルタントからの助言を得るものとし、調査の実施体制に含めることとする。サイバーセキュリティコンサルタントとの連携は共同企業体・補強・国内再委託等、具体的な体制、調査業務実施の方法についてプロポーザルにて連携方法を提案すること⁴。なお、サイバーセキュリティコンサルタントが本調査を受注することを妨げるものではないが、無償資金協力事業の制度・規定を理解する従事者を調査の実施体制に必ず加えること。

サイバーセキュリティコンサルタントに期待される業務内容は以下の通り。

⁴ サイバーセキュリティコンサルタントと事前に調整し、共同企業体・補強・国内再委託いずれかの連携方法で調査の実施体制を想定するのかプロポーザルにて提案すること。また、第3条（12）に記載する業務以外にも製品の検討にあたり、委託が必要となる業務内容があればプロポーザルにて提案すること。なお、サイバーセキュリティコンサルタントが受注者となることも可能だが、無償資金協力事業の制度・規定を理解する従事者を調査の実施体制に必ず加えた提案とすること。

【想定業務（案）】

- ① JPCERT/CC 作成の調達機材の概要図と方向性を踏まえた、具体的な製品構成、複数製品の提案、製品内容、販売本邦企業等に関する助言
- ② 本邦製品・サービスの導入可能性についての検討・助言
- ③ 無償資金協力を通じたモンゴルでの提供を前提とした調達・支払方式の検討、助言
- ④ 候補製品案の第一回渡航前の検討、及び第一回渡航後の最終化の提案。本業務においては、必要に応じて JPCERT/CC との協議を実施
- ⑤ 見積り取得先の助言等、設計・積算業務の補助・助言

（13）保守・サービスの無償資金協力での提供検討における検討事項

本事業を進めるに辺り、事業内容の特殊性から無償資金協力事業の規定や制度と整合性を合わせ、整備計画や支払方法・契約形態等を検討する必要があり、無償資金協力制度に関する知識が必要不可欠になる。また、サイバーセキュリティに関する無償資金協力事業は JICA では初となり、サイバーセキュリティに関する実務経験や製品への理解が必要不可欠になる。そのため、無償資金協力事業での保守・サービスの提供検討には、無償資金協力事業のフローや規定を熟知しているコンサルタント及び、サイバーセキュリティの製品知識や業務経験を有するコンサルタントの両方を含めることとする。

上記第3条（11）及び（12）に記載する連携先との役割分担は以下想定。

No.	業務内容	受注コンサルタント	JPCERT/CC	CSコンサルタント
1	業務計画書の作成	◎	△	△
2	インセプション・レポートの作成・説明・協議	◎	—	—
3	事業の背景・経緯・目的・内容等の整理	◎	—	—
4	プロジェクト実施体制の確認	◎	○	△
5	無償制度におけるサービス提供方法に係る課題・留意事項協議	◎	—	—
6	整備機材内容の精査			
6-1	機材設計・整備機材（※サービス含む）構成の決定	○	◎	△
6-2	機材設計・整備機材リストと事業規定・制度との整合性を合わせる	◎	○	△
6-3	機材設計・整備機材リストを踏まえた製品／仕様提案&下見積取得助言	○	○	◎
7	日本製機材・サービスの検討	◎	△	○
8	データセンター設置にかかるコロケーションサービスの状況確認	◎	△	○
9	調達方法の検討	◎	—	○
10	相手国側負担自己に係る検討・協議	◎	—	—
11	免税手続きに係る情報収集・整理	◎	—	—
12	環境社会配慮、ジェンダー、障害配慮	◎	—	—
13	プロジェクト内容の計画策定・維持管理計画	◎	○	△
14	技術支援にかかる計画の検討	◎	△	○
15	プロジェクトの概略事業費	◎	—	○
16	留意事項・事業リスクの検討	◎	—	—
17	準備調査報告書の作成・説明・協議	◎	△	—

◎：実施 ○：相談・協議 △：共有 —：関与想定なし

（14）モンゴル側負担事項

我が国無償資金協力スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されているモンゴル側負担事項の責任分担の考え方を現地調査時にモンゴル側実施機関へ明確に説明する。モンゴル側負担事項（便宜供与、人員確保など）のプロセス、実施時期、各手続きにおける関係省庁を明確にし、着実な実施をモンゴル政府へ要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。

これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際のモンゴル側負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。モンゴル側負担事項については、モンゴル側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期段階からモンゴル国側と十分に協議を重ねた上で検討すること。

（15）免税手続きに係る情報収集・整理

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目⁵を対象に、

⁵ 無償資金協力事業では免税が原則である。

それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。

- 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
- 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
- 付加価値税（VAT 等）
- 資機材の輸入に課される税金や諸費用
- その他当該事業実施において関係する主要税目
 - 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
 - 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
 - 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
 - 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

（16）調査期間を通じた実施機関とのコミュニケーション

本事業の内容を最適化するためには、JICA および JPCERT/CC との情報交換に加えて、モンゴル側実施機関に細部まで説明を行い、理解と合意を得ることが重要である。このため、日本国内での作業期間も含めてモンゴル側とのコミュニケーションを適切に取ることとし、設計内容や先方負担事項（特に予算や人員確保を必要とするもの）を第2回現地調査までに説明を行うこと。

第4条 業務の内容

「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

（1）業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの作成

- 1) 要請書および関連資料を解析・検討し、事業の全体像を把握する。
- 2) 事業効果測定に必要な指標を整理し、その調査方法の検討を行う。
- 3) 事業規模の検討に際して必要となる情報について、国内で入手可能な情報等を収集し、対象消防拠点・整備機材の優先順位を検討する基準を整理する。
- 4) 調査全体方針、方法及び作業計画ならびに協力計画案を検討する。
- 5) 現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。
- 6) 上記1)～5)の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(3) インセプション・レポートの説明・協議

JICA 調査団員と協力し、インセプション・レポート（我が国無償資金協力制度、調査・協力の方針・計画、留意事項、双方の役割分担など）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(4) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
 - 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけを整理する。
 - 過去および実施中の類似案件の内容を把握し、教訓や知見を最大限に活用する。
 - 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、本事業との整合性や今後の連携の可能性、教訓の反映等について整理する。

(5) プロジェクト実施体制の確認

本事業はモンゴルにおける国家 CSIRT としての能力を発揮するための機材調達案件であるものの、先方実施機関である Public CSIRT/CC は 2024 年 1 月に設立されたばかりの組織であるため、機材運営能力、メンテナンス能力が先方実施機関に備わっていることが重要である。上述の現状を十分に把握した上で、運営・維持管理能力の向上にかかる技術支援が必要且つ妥当と判断する場合は、関連事業との連携やソフトコンポーネント等による支援の検討を行う。

事業の実施機関である Public CSIRT/CC の組織・権限・人員構成や予算状況、技術水準、実施機関の事業実施実績、機材の保守・運用能力などを確認し、本事業の実施機関としての能力を確認する。Public CSIRT/CC の他、MDDIC、サイバーセキュリティ委員会作業部会、サイバーセキュリティ政策調整局の関係機関からもヒアリングしながら確認する。加えて、経常収入・支出を含むキャッシュフロー、レバレッジ、減価償却等の財務管理体制を確認すること。また、現時点では、Public CSIRT/CC が調達機材の主たる使用者とな

る想定であるが、先方政府の将来的なサイバーセキュリティ関連組織の変更の可能性についても情報収集し、仮に政府内組織の構成や役割に変更が起きても、機材が有効に活用されるよう、機材の所有、管理、利用といった各々の役割を、どの組織に任せるべきかについて考察・提案すること。

尚、2024年1月から6月まで実施した「Information Collection Study on Support for Strengthening Mongolia's Cyber Security Response」及び2024年4月から実施している基礎調査「モンゴル国サイバーセキュリティ人材育成・研究開発環境整備計画にかかる情報収集・確認調査」の調査内容を確認し、Public CSIRT/CCの実施体制について重複する事項については、最新の情報へ更新する。

(6) 整備機材内容の精査

先方実施機関の運営・組織体制及びニーズを確認・踏まえたうえで、2024年4月から実施している基礎調査「モンゴル国サイバーセキュリティ人材育成・研究開発環境整備計画にかかる情報収集・確認調査」にて作成された機材設計及び機材リスト案の内容を無償資金協力事業の制度・規定に沿いながら精査する。

また、サイバーセキュリティへの対応力の強化のためには、ハードウェア・ソフトウェアの整備のみならず、運用段階の継続的な脆弱性対策が必要不可欠であるため、本事業に5年間のサービス、及びライセンス・保守サービス費用を含めることを想定する。

なお、機材内容の精査においては、第3条(11)及び(12)に記載した連携先と協議を行いながら、機材内容を精査すること。

(7) 他ドナーによる Public CSIRT/CC へ整備予定の機材及びモンゴル政府による予算で確保した機材の確認

現在、世界銀行は Smart GovII プログラムの一部として、Public CSIRT/CC への機材支援を計画している。他ドナーによる Public CSIRT/CC へ整備する機材と重複することがないように、本事業において確認すること。また、モンゴル政府の予算で Public CSIRT/CC へ整備する機材の有無も事前に確認すること。

(8) 日本製機材・サービスの検討

本事業で供与する機材、サービス及びライセンス・保守サービスについて、セキュリティ製品・ソリューションを扱う日本企業にて提供可能な内容の検討を行う。

機材に係る初期構築や、サービス・保守サービスを委託する業者の技術レベルは、品質確保や事業費の積算において重要であるため、可能な限り業者の提供する製品・サービス（メンテナンスや体制含む）の調査、調達工程の情報収集を第3条(11)及び(12)に記載する連携先と協議しながら検討し、技術レベルや実現可能性を慎重に判断する。

(9) データセンター設置にかかるコロケーションサービスの状況確認

整備するサーバーやストレージ、ネットワーク機器等のハードウェアやソフトウェアを物理的に安全かつ空調や電源系統が整備された環境であるデータセンターにて保管・管理する必要があるが、先方実施機関ではデータセンターを施設内に設置して管理をすることは、先方実施機関の組織能力では技術的に難し

いことが確認されている。そのため、現時点ではデータセンターはモンゴル国内の民間企業に委託することを想定する。国家サートの機材を設置することが可能な民間企業の信用情報等にかかる情報収集及び整理を行う。

機材の保管及び管理を合わせたコロケーションサービスは、日本企業を通じたモンゴル現地企業のデータセンターの活用を想定していることから、日本企業による再販が可能なモンゴルのデータセンター委託企業を確認すること。また、当該サービスについては現時点では無償資金協力事業内に含めることを想定しているが、先方関係者及び JICA 関係者とも密に相談しながら一部先方負担事項とする可能性も含めて協議・検討を行うこと。

(10) 調達方法の検討

本事業には、サイバーセキュリティに関するサービス、及びライセンス・保守サービス、コロケーションサービスを含むことを想定している。そのため、本無償資金協力事業となりえる日本企業が再販可能なサービスであるかを確認すると共に、再販に必要なライセンス等の調達事情の確認も第3条(11)及び(12)に記載の再委託先と協議しながら行うこと。資金協力業務部とも密に意見交換を実施し、無償資金協力事業の制度に沿った契約形態を検討すると共に、必要に応じて、競争性確保のためのロット分け等についても検討を行う。

(11) 相手国側負担事項に係る検討・協議

上記第3条(14)に記載の事項を踏まえ、必要な検討・協議を行う。

(12) 免税手続に係る情報収集・整理

上記第3条(15)に記載の事項を踏まえ、必要な検討・協議を行う。

(13) 環境社会配慮に関する調査

本件実施による住民移転及び土地収用はないことが確認されている。このため、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月)上、環境及び社会への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、カテゴリーCに分類される。本調査では、改めてカテゴリー分類を確認する。

(14) ジェンダーに視点に立った調査・計画

① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会(や世帯内)における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。

② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

(ア) 社会・ジェンダー分析を行う。

(イ) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。

(ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット(成果)設定の必要性を検討する。

(エ)ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

(15) 障害配慮に関する検討・計画

- 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。
- 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

(16) プロジェクト内容の計画策定

現地調査結果及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。第一次現地調査帰国後 30 日以内を目処に設計・積算方針の要約をとりまとめ、設計・積算方針会議において説明を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月）、「協力準備調査設計・積算マニュアル 機材編」（2023 年 4 月）を参照して設計総括表を作成し、第 3 条(11)に記載の連携先との協議を踏まえて、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

① 計画の基本方針

調達後の維持管理等についての対応方針を整理する。

② 基本計画（機材の基本的仕様）

現地調査結果及び前項を踏まえ、本事業として計画される事業内容の基本計画を検討する。

③ 機材調達計画

1) 機材計画（内容、数量、使用、優先順位付け等）

2) 調達事情調査（第三国調達を含めた調達先、代理店の有無、ロット分け等）

3) 配置場所

4) 機材の輸送経路、通関手続き、保険

5) 保守契約（対象機材、契約内容、期間）

④ コロケーションサービス計画

1) データセンター設置場所

2) 使用拠点（例：Public CSIRT/CC 入居ビル）とデータセンターの接続方法

3) サービス内容及び費用

4) 支払い計画

5) 保守計画

6) 調達事情調査（第三国調達を含めた調達先、代理店・再販の有無、ロット分け等）

(17) プロジェクトの維持管理計画

本事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を、下記項目を参照して積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設

計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。

積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照し、積算総括表を作成の上でJICAに対しその内容を説明し、確認を得ることとする。また、機材については、入札に対応できる精度を確保すること。

① 準拠ガイドライン

積算にあたっては、上記マニュアルの「機材編」を参照すること。

② 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討すること。

（18）技術支援にかかる計画の検討

本事業で整備する機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となる技術支援の計画内容を検討する。現時点では現在進行中の技術協力プロジェクト及びその後継プロジェクトにて技術支援を行い、ソフトコンポーネントの導入は想定されていない。一方で、必要と判断される場合、ソフトコンポーネントの検討及び提案を行うことを可能とする。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

（19）プロジェクトの概略事業費

1) 積算

事業の概略事業費の積算にあたっては、無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえ、調査の妥当性を十分に検討する。積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」の機材編も参照して積算を行う。

積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、JICAに対してその内容を説明し、確認を取ること。

なお、機材に関しては設計（機材の仕様選定）及び積算の精度は入札に対応できる精度を確保すること。

（20）プロジェクト実施にあたっての留意事項

事業実施にあたり、直接的な影響を与える要因を留意事項として整理する。

（21）想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業の成果、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討を行うとともに、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計や関連事業との連携・ソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(22) 事業の評価指数の検討

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。

有効性については①定量的効果、②定性的効果に分類して評価する。定量的効果については可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年を目処とした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業の定量的指標としては、Public CSIRT/CCによるマルウェア解析件数(件/月)、Public CSIRT/CCによる利活用可能な脅威情報を対外的に発信する件数(件/月)を想定しており、これらの妥当性を確認する。本調査を通して複数の指数の提示及びアウトプットレベルではなく、アウトカムレベルでの指標を設定する必要があることから、上記2点以外にも指標案を検討し提案を行うこととする(より適切な指標が確認できれば採用)。目標値においても上記調査を行う中で、適切な数値を確認すること。また、これら指標の計測方法は詳細に準備調査報告書へ記載すること。

標準指標例については「資金協力事業 開発課題別の指標例」を参照。

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html

(23) 現地調査結果概要の作成・説明

概略設計協議前に行う現地調査後、10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

(24) 概略事業費の算出

我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する。

積算の結果を「概算事業費積算内訳書」ととりまとめて発注者に提出する。概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(25) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

(26) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)をモンゴル政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。協議説明に際しては、効果的かつ効率的な説明が可能となるよう準備を行うこと。特に、事業実施におけるモンゴル側負担事項、維持管理体制の整備など、モンゴル側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(27) 準備調査報告書等の作成

モンゴル政府への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書、概要資料に必要な付属資料、ならびに技術協力案件詳細計画報告書を作成する。なお、準備調査報告書、概要資料に必要な付属資料は、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」(2022年6月改訂版)に従った内容とする。

業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。

- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	1 部
インセプション・レポート	対処方針会議前	日本語	電子データ	1 部
	第 1 回現地調査開始 1 週間前（日本語）	英語		1 部
	第 1 回現地調査開始前（英語、モンゴル語）	モンゴル語		1 部
現地調査結果概要	第 1 回現地調査終了後 1 カ月以内	日本語	電子データ	1 部
協力準備調査報告書（案）	第 2 回現地調査開始 2 週間前（日本語）	日本語	電子データ	1 部
	第 2 回現地調査開始 1 週間前（英語）	英語		1 部
	第 2 回現地調査開始前（モンゴル語）	モンゴル語		1 部
デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	CD-ROM	2 枚
進捗報告書6の初版	—	日本語	電子データ	協力準備調査報告書

⁶ Project Monitoring Report（PMR）

				に含めること
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	1部
概略事業費積算内訳書	概略設計協議 調査後	日本語	CD-R	2部
機材仕様書	概略設計協議 調査後	日本語	CD-R	1部
		英語		1部
		モンゴル語		1部
協力準備調査報告書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2枚
		日本語	製本	5部
		英語	CD-R	2枚
		英語	製本	5部
		モンゴル語	CD-R	2枚
		モンゴル語	製本	5部
		日本語	簡易製本版	3部
		日本語	CD-R	2枚

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

(2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書(案)、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

(3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

(4) 進捗報告書の初版

- 「進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)」に示された内容

(5) 調査データ

- 位置情報⁷の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。

⁷ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

(6) 環境社会配慮に関する資料

第6条 再委託

- 本業務では、以下の業務について、国内組織への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	設計・積算補助	本業務を通して決定された候補機材を基に、サイバーセキュリティ製品の知見を有し、製品を提供するコンサルタントからの提案や助言を得ながら設計・積算を行う	一式	上限額

第7条 機材の調達

- 本業務では、機材調達の実施を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名：モンゴル国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：モンゴル国ウランバートル市
- (3) 案件名：重要インフラにおける情報危機管理対応力強化計画（The Project for the Enhancement of Information Crisis Management Response Capability for Critical Infrastructure Facilities）
- (4) 事業の要約：モンゴル国（以下、「モンゴル」という）政府に対し、重要インフラ基盤のサイバーセキュリティ対応力を強化するための機材を整備するもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国におけるデジタルセクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

モンゴル政府は長期開発計画「Vision2050」において、革新的 ICT を活用して国家機能を強化し法治国家を目指すとし、電子政府化や行政サービスの透明化を推進している。またデジタル分野の5ヶ年計画「Digital Nation Strategy (2022-2027)」(2022年)では、競争力のあるデジタル経済の確立を目指し、サイバーセキュリティ分野のレジリエンス強化を掲げている。これに対し、デジタル開発・イノベーション・通信省(以下、「MDDIC」)は、サイバーセキュリティ法(2021年12月)に基づき、2024年1月に電力や金融、病院、空港、国境警備等の重要インフラのインシデント対応を担うPublic CSIRT/CC(Public Computer Security Incident Response Team/ Coordination Center)を発足させた。現在のところ、重要インフラに対するインシデントは同国内で検知できておらず、FIRST(ファースト、Forum of Incident Response and Security Teams)やNATO(北大西洋条約機構)により通知を受け、対処している状況。同国ではデジタル国家構築に向け政策が急速に整備されつつあり、インシデントの検知・分析を行う制度が確立される一方、検知する機材・環境整備は途上である。特に、サイバー攻撃の手口は日々巧妙化しており、一度インシデントが発生すると、国家システムやインフラの不全を招く他、対象インフラ組織が持つ機密情報の漏洩や、個人情報の流出、通信・金融等の国民生活に重要なサービスに影響が生じる等、社会経済への著しい影響や損失を与えることから、早急な体制整備が必要とされている。重要インフラにおける情報危機管理対応力強化計画(以下、「本事業」という)は、同国政府が取り組むデジタル国家確立に向けてサイバーセキュリティに係る課題解決を図るものであり、同国の開発計画において優先度の高い事業として位置付けられている。

- (1) モンゴルに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の対モンゴル国別開発協力方針(2017年)では「健全なマクロ経済の実現に向けたガバナンス強化」を重点分野として掲げている。また本協力は日本政府が2019

年に提唱し、同年の G20 で首脳宣言に盛りこまれた DFFT(Data Free Flow with Trust) 及び「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援（基本方針）」（2021年12月サイバーセキュリティ戦略本部決定）の（1）重要インフラ防護等を通じたサイバーハイジーンの確保支援とも整合する。JICA 国別分析ペーパー（2023年）の重点分野「健全なマクロ経済の実現に向けたガバナンス強化」、JICA グローバル・アジェンダ「デジタル化の促進」の「サイバーセキュリティ」クラスターとも合致する。

（2）他の援助機関の対応

世界銀行は MDDIC を含むモンゴル政府に対し国民及び産業界向けの電子行政サービスの有用性と効率性の向上、デジタルスキルとデジタル分野の雇用創出の支援を行っている。加えて、ゼロトラスト型のセキュリティ基盤構築を 2024 年 5 月まで実施。

（4）本事業を実施する意義

本事業は当該国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力・分析に合致し、MDDIC/Public CSIRT/CC のサイバーセキュリティに係る体制強化を通じ、サイバー攻撃への対応能力強化、モンゴル政府の ICT 政策推進に資する。

内陸国である同国にとって安全なサイバー空間の確保は、デジタル技術活用による産業振興の基礎となり、隣接国への経済的依存を避けるために必要不可欠である。本分野における我が国のこれまでの協力を通じ、モンゴル政府は日本の技術と情報管理体制を信頼し、実際にインシデント対応を担う機関に対するインシデント対応能力強化支援を日本にのみ要請しており、本事業を通じ日本とモンゴルの信頼関係強化が期待できる（「外交的観点」）。また、サイバーハイジーンの観点から、日常的なサイバー攻撃を予防することは、国際的なサイバーセキュリティ上の弱点を減らし、日本を含む世界全体へのリスクを低減させることに繋がる意義がある（「広域性」、「地球規模課題への対応」）。さらに、組織整備の創成期から協力を行うことで、日本の情報通信産業等の現地展開を進める上での基盤形成にも寄与し、SDGs ゴール 9 に貢献すると考えられるため、無償資金協力として本事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

（1）事業概要

①事業の目的

本事業は、モンゴルにおいて Public CSIRT/CC の体制を構築するための機材を整備することにより、重要インフラ基盤のサイバーセキュリティへの対応力の強化を図り、もってサイバー空間の安全性の強化に寄与するもの。

②事業内容

ア) 機材等の内容

【機材】サーバー、ストレージ、ネットワーク機器、ソフトウェア（ライセンスフィー、保守費用含）等

【サービス】セキュリティ関連サービス、コロケーションサービス等

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、調達・据付管理、運営維持管理に係る技術指導等

ウ) 調達・施工方法

機材については基本的に本邦調達とするが、調達困難な機材があれば、第三国調達も検討する。

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）：

直接受益者：Public CSIRT/CC が管轄する約 80 の組織・企業、及びその顧客

最終受益者：モンゴル全国民（約 350 万人、2023 年モンゴル国家統計局）

④他の JICA 事業との関係

技術協力「サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト」（2023 年 1 月～2026 年 12 月）で Public CSIRT/CC に対する研修を実施しており、育成された人材が本事業の実施を担う予定。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：

監督機関:デジタル開発・イノベーション・通信省 (Ministry of Digital Development, Innovation and Communications) 、

実施機関:パブリックシーサート (Public Computer Security Incident Response Team/ Coordination Center)

② 他機関との連携・役割分担：特になし。

③ 運営／維持管理体制：MDDIC 傘下の公的機関である Public CSIRT/CC が機材の日常的な維持管理を行うことを想定 (Public CSIRT/CC のエンジニア配置数、既存のモンゴル国内 CSIRT 機関からの技術支援や民間企業への委託の可能性、本事業による保守契約後の先方予算措置等を含め、協力準備調査にて詳細を確認する)。

(3) 安全対策：協力準備調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

(4) 環境社会配慮 カテゴリ分類 A B C FI

(5) 横断的事項：特になし

(6) ジェンダー分類：【確認中】 GI (ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

<分類理由>協力準備調査にて、女性技術者のニーズを把握し、ソフトコンポーネント活動への参加、設計の中で女性技術者のニーズに対応する等、ジェンダー課題、対応する取組案及び指標案を策定・確認するため。

(7) その他特記事項：設置場所について、既存の国内 CSIRT が利用するデータセンターへ併設することを想定しているが協力準備調査にて詳細確認予定。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値 (2024 年実績値)	目標値 (2032 年) 【事業完成 3 年後】
Public CSIRT/CC によるマルウェア解析 件数 (件/月)	0	15
Public CSIRT/CC による利活用可能な脅 威情報を対外的に発信する件数 (件/月)	0	100

(2) 定性的効果

Public CSIRT/CC によるインシデント検知機能の強化によって、モンゴル国内のサイバー空間の安全性が高まる。

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア共和国向け有償資金協力「ガジャマダ大学整備事業」（評価年度 2010 年）の教訓では、実施機関がそれまでに保有していたものよりも高度な調達機材に関し、機材担当者の技術不足に起因する機材の未利用や未修理などの運用・維持管理の課題が指摘された。本事業においても、実施機関として初めて扱う機材を導入するという点で技術的に高度な機材もあることから、同様の問題が生じないように、協力準備調査において、実施機関に対し運営・維持管理等に係る技術指導やコンサルティング・サービスの提供について検討を行うとともに、上述の技術協力プロジェクトにおける人材育成の過程で Public CSIRT/CC 向けにサイバーセキュリティに関する研修の実施、機材の維持・管理に関する助言等を行う想定。

以 上

[別紙資料] 重要インフラにおける情報危機管理対応力強化計画 環境社会配慮

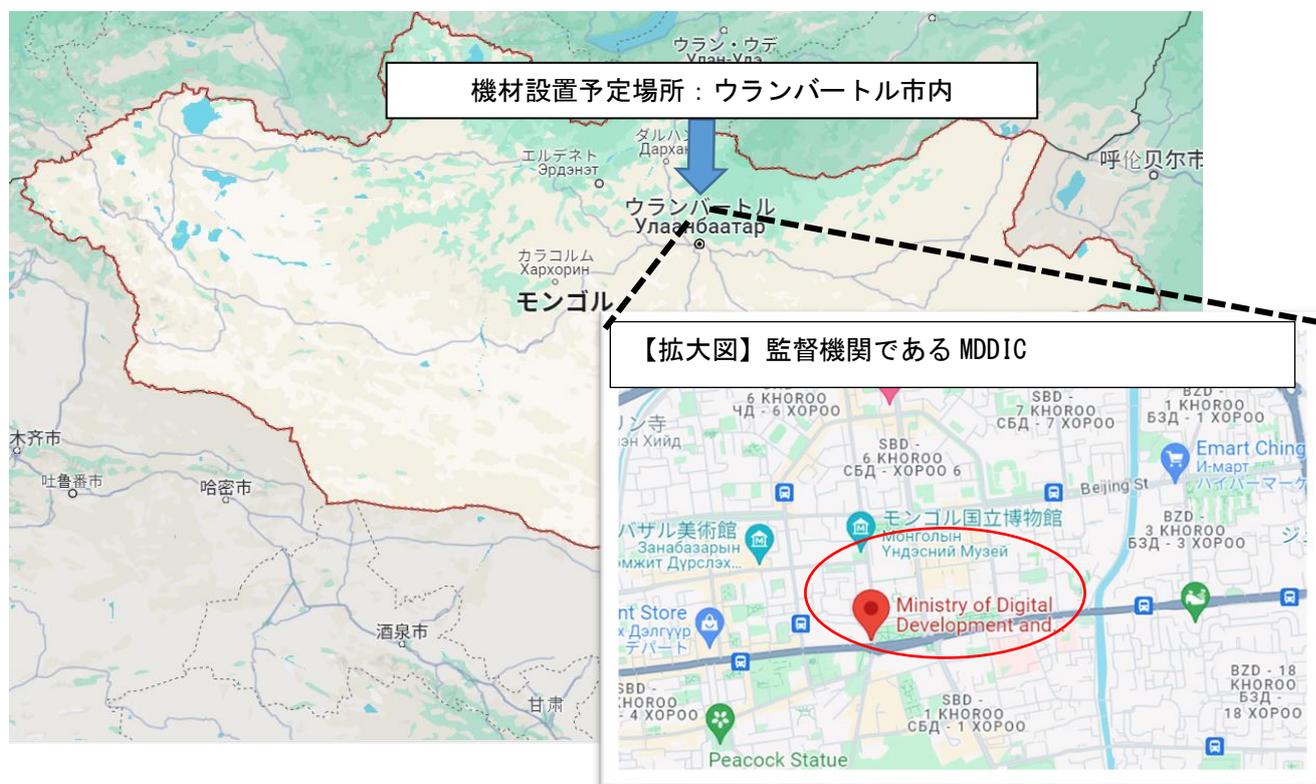
[別添資料] 重要インフラにおける情報危機管理対応力強化計画 地図

重要インフラにおける情報危機管理対応力強化計画 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

以 上

重要インフラにおける情報危機管理対応力強化計画 地図



(注) 設置場所は、ウランバートル市内のデータセンター内を想定しているが、詳細な場所については、協力準備調査で確認予定。

出典：Google Maps（地図データ©2024 Google、TMAP Mobility）より JICA 作成

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：ICT 関連の無償資金協力業務ないし、ICT 機材・サービス調達に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：全世界
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2025年3月中旬から国内事前準備を開始し、2025年4月中旬または5月上旬から第一次現地調査を行う。帰国後に国内解析（JICAが積算審査に要する期間を含む）を行い、2025年11月または12月を目途に報告書案説明調査を行う。その後、2026年1月までに概略設計概要資料、2026年2月までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約17.46人月

なお、サイバーセキュリティコンサルタントを国内再委託ではなく、共同企業体または補強にて提案する場合、以下記載の上限額内の範囲にて上記記載の人月を超えることを認める。

2) 渡航回数を目途 全11回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

業務従事者構成の検討に当たっては、無償資金協力事業の規定や制度に熟知している従事者及び、サイバーセキュリティに関する専門性を持つ従事者を含めること。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 設計・積算補助

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- モンゴルサイバーセキュリティ組織の状況について（2024年12月時点）

2) 公開資料

- モンゴル国サイバーセキュリティ人材育成・研究開発環境整備計画にかかる情報収集・確認調査 ファイナルレポート（先行公開版）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000053409.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（モンゴル語⇄日本語） ※ C/Pとの間では英語にて対応可能ですが、C/P内の技術者や現地企業とのコミュニケーションはモンゴル語となります。	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モンゴル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活

動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案する

ことをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】 89,411,000円（税抜）

**※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上として
いる項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。**

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（3）定額計上について

本案件は定額計上はありません。

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

なし

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	5	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)